

## 川西市見守り協力事業者ネットワーク事業実施要綱

生活困窮世帯や単身高齢者、障がい者世帯など社会からの孤立が問題となっている中で、異変を早期に察知し支援につなげることが課題となっている。

現在、民生委員や福祉委員をはじめ、地域住民による見守りが行われているが、本市では地域での見守りに加え、各家庭を訪問しているライフライン等の民間事業者の協力による見守り制度を新たに創設するものである。

### (名称)

第1条 この事業の名称を、川西市見守り協力事業者ネットワーク事業(以下、「事業」という。)とする。

### (目的)

第2条 この事業は、川西市(以下、「市」という。)と事業に協力いただける事業者(以下、「協力事業者」という。)が相互に連携して、生活の見守り活動を実施することにより、異変を早期に発見し対応を行い、市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者...通常業務において定期的な訪問活動を行い、訪問先宅の異変を発見することが可能な事業者で、事業の趣旨に賛同し、第5条の規定による協定を締結した事業所をいう。
- (2) 見守り活動...協力事業者自身の通常活動において、住民生活の異変を発見したときに、市へ連絡することをいう。

### (実施主体および対象者)

第4条 この事業の実施主体は市とし、見守り活動の対象者は川西市民とする。

### (協定の申込み・締結)

第5条 事業に協力いただける事業所は、「川西市見守り協力事業者ネットワーク事業協力事業者登録書」(別記様式1)により、市長へ登録申し込みをもらうものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録の申し込みがあった場合、その内容を確認し、当該事業所を協力事業者として登録し、協定(別記様式2)を締結する。
- 3 協定を締結できる事業者は、通常業務において定期的な訪問活動を行い、訪問先の異変を発見することが可能であり、かつ事業の趣旨に賛同し見守り活動に協力できる事業者であること。また、宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を目的とする事業者等は、協定を締結することはできない。
- 4 協定書は、2通作成しそれぞれ1通を保有する。

(市の業務)

第6条 市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業に関する普及・啓発
- (2) 事業の実施に関する協力事業者との連絡調整
- (3) 協力事業者の登録及び名称の公表
- (4) 協力事業者に対する事業の説明
- (5) 協力事業者からの連絡への対応
- (6) 事業に関する協力事業者への対応報告
- (7) その他、事業の実施に付随する業務

(協力事業者の活動)

第7条 協力事業者は、事業の趣旨を従事者に周知し、その事業活動において次の活動を行うものとする。

- (1) 日常業務において、別紙『川西市見守り協力事業者ネットワーク事業実施マニュアル』を参考に、対象者の見守りを行う。ただし、協力事業者は、連絡の有無により対象者に不利益が生じても、責任を負わないものとする。
- (2) 市の見守り機能等について広報を行う。

(個人情報の保護)

第8条 協力事業者は、事業の実施にあたり知り得た個人情報を、事業の実施中または終了後においても適切に管理し、第三者への提供または事業以外の目的に使用してはならない。

(協定の期間・解除)

第9条 本協定の有効期限は本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除(別記様式3)の申出が無いときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 市は、協定を締結した企業が、第5条第3項の規定に該当することが明らかになった場合、又は法令に違反した場合、その他協定企業として適当でなくなったとみとめられる場合は、協定を解除することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月19日から施行する。

別記様式 1 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

川西市長 宛

事業者名称

代表者氏名

㊞

「川西市見守り協力事業者ネットワーク事業」協力事業者登録書

川西市民の見守り事業の協力事業者として登録したいので、川西市見守り協力事業者ネットワーク事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

事業者名称	
代表者名	
所在地	〒
担当部署	
担当者名	
T E L	
F A X	

## 「川西市見守り協力事業者ネットワーク事業」 に関する協定書

社会と孤立状態にある市内の生活困窮世帯や単身高齢者、障がい者世帯などをいち早く察知し、支援につなげるために、民間と行政が一体となり、社会全体で見守りを行っていく必要があります。

ここに、だれもが生命の大切さを考え、住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向けて、「川西市見守り協力事業者ネットワーク事業実施要綱」に基づき、ともに取り組んでいくための協定を締結します。

平成      年      月      日

( 住所 )

( 役 職 ) ( 代表者名 ) 印

川西市中央町 12 番 1 号

川 西 市 長

印

別記様式3（第9条関係）

平成 年 月 日

川西市長 大塩 民生 宛

「川西市見守り協力事業者ネットワーク事業」に関する協定解除届

下記の理由により、協定を解除します。

事業所等	
所在地	〒
業種	
代表者氏名	
辞退理由	